

信託不動産の登記簿の記載例

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年12月1日 第●●●号	原因 平成2年12月1日売買 所有者 大阪府中央区 ××× 登記太郎
2	所有権移転	平成25年1月25日 第○○○号	原因 平成27年12月1日信託 所有者 大阪市北区 ××× 登記花子
	信託	余白	信託目録第△号

信託契約の概要が
公示されます。

財産の管理処分権限
を持つ者として、
形式的に所有者欄に
記載されます。

信託目録		調整
番号	受付年月日・受付番号	予備
第△△号	平成27年12月1日 第○○○号	余白
1. 委託者に関する事項	大阪市中央区 ××× 丁目…番…号 登記太郎	従来のオーナー（所有者）が 記載されます。
2. 受託者に関する事項	大阪市北区 ××× 丁目…番…号 登記花子	
3. 受益者に関する事項	大阪市中央区 ××× 丁目…番…号 登記太郎	委託者＝受益者の場合、贈与税も 不動産所得税も課税されません。
4. 信託事項	<p>信託の目的 受益者の資産の適正な管理及び有効活用を目的とする。</p> <p>受託者の権限を 記載します。</p> <p>信託財産の管理方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受託者は、信託不動産について、信託による所有権移転または所有権保存の登記及び信託の登記手続きを行うこととする。 2. 受託者は、信託不動産を第三者に賃貸することができる。 3. 受託者は、裁量により信託不動産を換価処分することができる。 4. 受託者は、信託の目的に照らして相当と認める時は、信託不動産となる建物を建設することができる。 <p>信託の終了の事由</p> <p>本件信託は、委託者兼受益者 登記太郎が死亡したときに終了する。</p> <p>その他の信託の条項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本件信託の受益権は、受益者及び受託者の合意がない限り、譲渡、質入れその他担保設定等すること及び分割することはできないものとする。 2. 受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更することができる。 3. 本件信託が終了した場合、残余の信託財産については、登記花子に帰属するものとする。 	

何のために
この信託が設定
されているかが
記載されます。

この信託がいつまで継続するかが記載されています。オーナー（委託者兼受益者）が死亡しても信託契約が継続する設計も可能です。

オーナー（委託者兼受益者）の死亡後の資産の承継先を指定できますので、遺言を書いたことと同じ効果を持たせることが可能です。